

障害者差別解消法

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

- 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置について規定（第7条・第8条）
 - ① 不当な差別的取扱いの禁止
 - ② 合理的配慮の提供義務
- 平成25年6月26日公布、平成28年4月1日施行
- 罰則規定無し

障害者差別解消法の改正

1. 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加
2. 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の**提供の義務化**
3. 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化
 - (1) 基本方針に定める事項として、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項を追加
 - (2) 国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成し又はこれを確保する責務を明確化
 - (3) 地方公共団体は、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報（事例等）の収集、整理及び提供に努める



**公布の日（令和3年6月4日）から
3年以内に施行**

参考HP：内閣府